

第1回文京区景観計画検討委員会 会議録

I 日 時 平成23年8月31日(水) 午後2:00~4:02

II 場 所 文京シビックセンター24階 区議会第1委員会室

III 出席者

<委員>伊藤香織、清水泰博、薩田英男、廣邊裕二、崎谷浩一郎、中村悟、杉浦友、中村大亮、長谷川秀司、柳澤美樹子、手島淳雄、曳地由紀雄、小野孝道、高畑崇久、三縄毅、高橋豊、藤田恵子(計17名)

<事務局>中村、有坂、大塚、今村(都市計画部計画調整課)

IV 欠席者

鈴木富佐子、渡部敏明(計2名)

V 審議経過等

1 委員委嘱

成澤区長より各委員に委嘱状交付。

2 委員紹介

事務局より各委員紹介。

3 委員長選任

中村(悟)委員の発言を受け、委員の互選により、清水委員が委員長に選任された。

4 副委員長指名

清水委員長の指名により、伊藤委員が副委員長に選任された。

5 開会

事務局より開会の宣言。

6 委員長あいさつ

清水委員長よりあいさつ。

7 区長あいさつ

成澤区長よりあいさつ。

8 議題 (1) 文京区景観計画検討委員会の運営等について

(事務局より資料第2号の説明)

- 小野委員 検討委員会の撮影等について、「会長の許可」とあるが、「委員長の許可」ではないか。
- 事務局 訂正させていただく。
- 清水委員長 他に意見はないか。
(発言なし)
- 清水委員長 では、検討委員会はこの内容で運営させていただく。

(2) 景観行政団体への移行について

(事務局より資料第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、参考資料第1号、第2号、第3号について説明)

- 清水委員長 景観計画の検討に当たって、計画に盛り込む視点や考え方などを皆様からご意見としていただきたい。
資料第5号の景観形成基準①は、文京区全体にわたって決める項目、景観形成基準②は、文京区の特徴についての考え方を挙げる項目である。資料第6号の景観形成基準③は、重点地区を1箇所決めて、景観形成基準①②を用いて具体的に案を作るということである。
- 薩田委員 意見交換会の参加人数が34名とある。1地区当り3名の参加という会もあり、文京区全体の意見を聞いたことになるのか。
今後、高さ制限があっても高い建物が建っていくと考えられる。こういう動きにより景観が形成される中で、絶対高さ制限との関わりに関する資料も充実して欲しい。
- 事務局 意見交換会は広報もしている。休日に開催したが参加者が伸びなかった。しかし地域によっては9名、11名が参加された地域もある。今後も第2回意見交換会に向けて周知を図っていききたい。
建物の高さについて、景観法では高さの基準を細かい数値で定めることは出来ない。景観地区で高さの基準を定める場合には、都市計画の手続きに基づいて定めることは出来る。今後、絶対高さ制限を用いて具体的な数値を定めていく。
- 清水委員長 高さについて、景観法では数値は決められないが、方向性を示すことは出来るということか。
- 事務局 そうである。数値を盛り込むためには、都市計画の手続きに基づいて進める必要がある。
- 薩田委員 数値を用いた高さの規制は定量的な指標であるが、景観は定性的な人の気持ちや見え方、目線の問題が重要視される。そのため、マスタープラン的な視点とは違った、景観から見た高さのあり方や見え方について、検討委員会の中で作っていききたい。
- 清水委員長 これからの方向性として示していけたらよい。
- 廣邊委員 景観行政団体への移行によって強制力が出てくるのか。
- 清水委員長 そうということである。景観法により、これまではなかった罰則などが発生し、強制力を持つことになる。

- 廣邊委員 景観行政団体になるには時間がかかるのか。
- 事務局 文京区では10年以上前から景観行政を行っており、景観基本計画を定めて事前協議を行い指導してきた。このように一定以上の実績があるため、景観行政団体になることに支障はない。ただし、これまで行ってきた実績や東京都の景観計画を引き継ぐだけではなく、区独自の重点地区を盛り込んでいきたい。
- 清水委員長 東京都が景観行政団体になっており、文京区はそれに習うしかないとなると、東京都の規則の中でしか決めることができない。そこで、文京区の中のさらに細かい地域に合わせた景観形成を行うために、文京区が景観行政団体になり、細かな地域ごとの景観形成の方向性を定める必要がある。
- 長谷川委員 23区の中でも既に景観計画が作られているところがある。新宿区は、文京区と地形的に類似している。既に先行している計画における基準などを提示していただくと、議論がしやすい。
- 事務局 近接している区だと、新宿区などで既に景観計画がつくられている。今後、他の自治体と比較できる資料を作りたい。
- 崎谷委員 今回、文京区が景観計画をつくるに当たっての根本的な目的は何か、共通認識について議論したい。

私自身は公共性、共有、コモンに対する意識、スタンスの問題だと考えている。日本全国で景観について取り扱われている中で、公共性や共有に対する意識の再構築を景観の視点で行っていると感じている。景観計画をつくるに当たっては、表層的な景観の話の先にある公共性に対するメッセージや枠組みを計画の中で示すべきである。

公共施設のあり方について、景観的な面を含めて、区として今後どう考えていくのかの視点も必要である。その他にも、人々の日常的な活動に対する視点を考えると、小中学校の位置なども計画の中で捉えていくことが必要ではないか。公共施設の配置のあり方や日常生活の中で公共への意識を再構築していく計画ができないか。

- 中村（悟）委員 今回の資料の中で、景観行政団体に移行する際の一番のポイントは、景観形成基準②にある。景観形成基準①は東京都が行っていることを文京区バージョンにもう一度焼き直すものであり、区全体の統一の基準といえる。景観形成基準③は地区限定でつくるものであり、地区限定の基準を定めるため分かりやすい。一方、分かりにくいのが景観形成基準②であり、文京区らしさを表現する際に、この基準がどうなるかが一番の肝になる。

先ほど薩田委員が指摘された高さの問題を考えると、例えば高台における高さ30メートルと窪地における高さ30メートルでは見え方が全然違うため、高さや地形の問題を合わせて考えないといけない。そのため、景観形成基準②は様々な要素によって決まるとなっているが、それぞれの要素がどのような形で複合的に絡まって、この景観形成基準②になる、ということがきちんと示されないと納得できないものになってしまう。そして、それをやろうとすると、先程、崎谷委員が述べられた本質的にどういうことをやろうとしているのか、ということに踏み込んでいかないと出来ないのではないかと。

また、例えば参考資料1で挙げられている商店街の中でも、坂道の商店街、平地の商店街はどう違うのか。商店街の中でも、電線地中化されている商店街、街路灯が整備さ

れている商店街、舗装がグレードアップされている商店街、街路樹があるのかないのかによって、景観の見え方は複合的に全部異なってくる。そのため、景観形成基準②をどう作っていけば良いのか、その考え方を丁寧に示していただきたい。

○杉浦委員 既に景観行政団体となっている区や取組を知りたい。実際取り組むに当たって、計画の理念や目的はどのように果たされているのか、あるいは果たされていない場合はどういった点が問題になっているのか。

○中村（大）委員 景観は定性的な視点で判断せざるを得ないというものではあるが、歴史的な価値など様々な項目について、ある程度数値化できるのではないかと考えている。こういった取組を行っている自治体が日本全国でないか参考にしたい。

○柳澤委員 景観は個人的なセンスの問題だが、多くの場合、緑が重要である。緑の中でも元々ある緑だけでなく、これからつくられる緑も大切にしなければならない。個人的に育てている緑も大切にす方向で、やさしい計画が出来て欲しい。

○清水委員長 緑はマスタープランにも書かれているが、実際には何もされていない場合があり、文京区の場合は実際に増えていっているということが実感できるようにしていければいいと思う。

○長谷川委員 個人の住宅に比べて、学校、役所、寺社仏閣などは重要な役割を占めている。意思決定主体となる公共的な主体には戦略的にコミットして欲しい。一律に区民の皆さんにお願いするのも考え方としてはあるが、やはり大きな面積、大きな建物、歴史的な資産などの大きなものを持っている主体にはそれなりの責任がある。公的な主体が一生懸命やる仕掛けという視点も必要である。

○清水委員長 学校が多いのも文京区の特徴であり、大きなスペースを持つ主体には何らかの貢献をしてもらうようにすることも必要である。

今日の議論の中心は、景観特性としてどのようなものがあるかということ、重点地区の選定指標として何があるかという2点である。それに関して意見はあるか。

○廣邊委員 海外と日本を比較すると、日本のまちは電柱が多すぎる。電柱電線が景観を損ねており、さらに、屋外広告看板には違反公告が多い。団体として指導はしているが、約70%が違反公告物である。これを行政が取り締まることによって、まち並みは相当変わってくると思う。また、歩道や店の前に置いてある置き看板は条例上すべて禁止であり、これをなくさなくてはいけない。震災の問題もあり、古い看板は落下する可能性がある。業界としても、チェックしながら、建物と合わせて強度を持たせることを考えている。景観は見た目であり、見たときに電線があつたり、看板の色彩がきつかったり、大きかったり、小さかったり、それが雑多にあるときに、見た感じが良くない。

資料を読んだが、大変立派なことをいっている。しかし難しい言い方をしており、もっと簡単な言い方で訴えた方が、区民は受け取りやすいし、理解しやすいのではないか。率直に「見た目をきれいにしましょう。そのためにはこういうものをなくしたらどうですか。」という数点に絞ってはどうか。

○清水委員長 文京区では屋外広告物景観ガイドラインを設けているが、それには強制力が無い。これを景観法にうまく乗せれば、強制力を持つ。

私も屋外広告物で簡単に景観を変えることができる気がする。建築は簡単に建替えて

いう訳にはいかないが、屋外広告物は結構早く交換するため、その度にどんどんきれいになっていくのではないかと。

○廣邊委員 屋外広告物は、職業の自由、表現の自由という憲法上の問題があり、各経営者が作るものである。これに対しては厳しく規制は出来ない。屋外広告物に対する東京都の条例の運用については、基本的人権に留意すべきという但し書きが付いている。しかしそうではなく、違反広告物が多すぎる。行政が厳しく指導し、作っている我々もそれを厳しくしていくことで大分解決できるのではないかと。看板はそれで解決できるが、電線は地中化しないとイケない。電線をきれいにすれば相当眺めがよくなる。

○清水委員長 電線地中化は少しずつ進められていると思うが、かなり費用がかかるとも聞いており、一気に進めることは困難である。一方、看板はかなり一気に変えることができると思う。

○中村(大)委員 景観基本計画の中に文京区らしさを構成する要素が具体的に書かれているが、検討委員会の中でこの要素に足し引きも自由にあって良いのか。

○清水委員長 そういうことがあっても良い。

○中村(大)委員 その要素の条件を一番満たしているエリアを重点地区にするというようなイメージで良いのか。

○清水委員長 それについても議論する部分があると思う。最初の重点地区は、失敗すると後が続かないため、成功しなくてはならない。重点地区の要件としては、地元の熱意があることが一番大きいのではないかと。要素は全部揃っていても地元の熱意がなければうまくいかない。

○薩田委員 区民の意見がなるべく景観に関与できる仕組みを、広報の仕方や集まり方を含めて考えるべきではないかと。私が所属する文京建築会では、先日、「文京・見どころ絵はがき大賞」を開催した。その中で区外の人も含めて9歳から90歳の350名の方が絵葉書で文京の見どころを送ってきた。5月にシンポジウムを行い、葉書の展示も行った。景観の話は、意見を聞くだけでなく、議論を戦わせるぐらいの場所作りが必要であり、区とは違う専門性のある組織にその場所作りを任せて、忌憚なくお話いただく場所を作るのが必要である。

文京区は地形の特徴の他に、住居地域や商業地域など様々なものが混在しており、他の区よりも生活観溢れる多種多様な営みがされている区のひとつである。そのため、考え方が違う者がぶつかり合うのは当然起きるのではないかと。一律な風景論では処理できない。実際に生活している人の意見がどう反映できるのかが重要である。混在していることもひとつの豊かさであり、整理されることだけが景観だとは思わない。特に文京区のような混在し、地形も複雑な場所ではぶつかり合うことも起こるので、多様な受け皿を作り、意見を集めることが重要である。

○清水委員長 文京区都市景観賞を10年程やっており、その蓄積がある。それをうまく活かさないかと。賞をとった物件の箇所だけでなく、最後の候補に残っていた物件の箇所など、その資料を参考にすることはあっても良い。

○伊藤副委員長 景観計画をまとめることが宣言になる。文京区の良い所はこういうところであり、これからどういう意図を持ってまちづくりをしていくのかを示せたらよい。長期

的には区民意識やまちの景観に自負を持つ宣言や意思表示になったらよい。自負とは、まちに対して誇りを持ち、それを支えている自分に自負を持つことであり、崎谷委員の言う公共性ともつながる。

景観は生活、歴史、文化と一体化されて現れる。モノだけでなくコト、ヒトと分かち難い。単に建物や樹木がきれいになっているかだけではなく、人の活動が見えるか。例えば、公園から見た景色がきれいかだけではなく、公園で遊んでいる子供たちが、道から見たときに見えるほうが賑わいがあるのか、あるいは閉じている方が落ち着きがあるのか。またポケットパークやオープンスペースなど、公共空間でのアクティビティがどのように行われているかという視点があった方がよい。元々、下町では路地の文化があり、賑わいやコミュニティといったものが見えていることが大事だったはずであり、そういう視点も盛り込んでいくことが重要である。

○清水委員長 コトの中にはお祭りも入る。文京区はお祭りが盛んな区であり、神輿が動くルートも昔からある。それに相応しいまちにそこがなっているのかということ、疑問などころもある。また、日常風景での公園のあり方についても閉鎖的なものが本当によいのか、もっとまちとの馴染み方もあるのではないかとという視点も必要なのではないかと。

○長谷川委員 文京区は生活の場でもあり、伊藤副委員長の言ったアクティビティというのが大事ではないか。例えば、文京区にはサッカーミュージアムがある。日本のサッカーの総本山であるが、ワールドカップで優勝しても特にパレードがある訳でもなかった。どこが主体的になるのかは分からないが、賑わいが生まれても良いのではないかと。

家の周りでも商店がなくなり、シャッター街になるのではないかとという不安がある。人口は増えているといってもアクティビティという面では、将来どうなるのかベッドタウンの様になってしまうのかという不安がある。

○小野委員 日常的に景観行政に携わっているが、景観としてこうあるべきだという理想はあっても、作る側の権利というものもあり、現実的には整合性を取るのが難しいという面も多くある。今回景観計画の中に盛り込む考え方、哲学をしっかりとさせる必要がある。それを踏まえつつ、景観形成基準①～③を今後作っていくことになる。特に、景観形成基準③については、重点地区として特定の地区を選び出し、実際にアクションを起こすということになり、実務上は決して簡単な話ではない。今後、議論を重ねることで、実務上も円滑に進むようになればよいと期待している。

○手島委員 商店街の関係、町会との関係の業務を行っている。商店街は、全国的にシャッター街や空き店舗が増え、規模が小さくなってきている。

区民部長の前は、財団のアカデミーというところで「文京・見どころ葉はがき大賞」のお手伝いなどをした。様々な視点からの投稿があり、文京区らしさというのは、人によって全然違うということを実感した。文京らしさというと一般的には、神田川の風景や東京ドームが挙げられるが、路地の風景や銭湯の中の風景なども挙げられた。人によって違う文京らしさをどうやって盛り込んでいくのかが課題である。他の区におけるアプローチの仕方を参考にしていきたい。

○曳地委員 サッカーミュージアムの件だが、サッカー協会が移転してきて、その後、サッカーミュージアムが出来たため、通称をサッカー通りとし、通りの整備をサッカー協会と

協力して行った。御茶ノ水方面からもアクセスできるように、サッカー協会にはお金を出してもらい、モニュメントも整備した。今後活かしていきたいが、やはりこれは地元の協力和サッカー協会という非常に大きい財力があるところが中心になったので出来た。文京区にはサッカーミュージアムの他に、講道館、東京ドームがあり、サッカー、柔道、野球を取り入れて文京区の目玉として何かをやろうとすれば出来ると思うが、なかなか出来ていない。今後はそういうことも考えていきたい。

教育委員会では文化財の指定も出来るがなかなか進まず、年に1、2件指定できれば良い方である。指定には所有者の同意が必要であり、それを得ることが難しいことが多かった。今回も景観行政団体に移行ということで、基本的人権や財産権の侵害に関わることも出てくると思う。そういう場合に、どういう手続きで進んでいくのか慎重に検討しなくてはならない。

○清水委員長 何らかの支援制度を作る必要がある気がする。

私の友人でまちおこしを様々な地域で行っている人がいるが、宝探しということを行う。様々な地域に行って「あなたの宝は何ですか」と子供たちに聞くと、今まで思ってもいなかったものが出てきて、それはモノではなくコトの方である。景観計画になると、見えるものに行きがちだが、それがなぜ良いのかというと案外裏にあるものだったりするのではないか。

○中村（悟）委員 文化財の話に関連して、重点地区を選ぶときの指標の中に観光資源があるが、他の指標である坂、緑、史跡は参考資料1の中で現状を整理されているが、観光資源は資料がない。どのような形で整理するのか。

文化財絡みの話で、緑の保護樹木や地域のシンボルとなっている樹木は、建て替えの建築計画が出てくるときに、毎回、切る切らないで議論になる。樹齢を重ねた地域のシンボルになるような樹木を資源として加えられないか。

○事務局 観光ガイドの「おさんぼ君」というものがあり、それを参考にした。新たな調査というよりは既往の資料を用いたため、今回の調査には入れなかった。

○清水委員長 景観重要樹木の指定についても関わると思うが何かあるか。

○薩田委員 緑の話に関連して、先日、陸前高田に行き被災者の方にお話を伺った。鎮守の森があり、そこに逃げ込めて助かったという話だった。それは津波なので、様々な災害に対応できるとは思わないが、防災はハードの話だが、大きな樹木がまちの中に何点かあれば、火の粉を逃れて大きな木を頼りに、避難場所に逃げ込める可能性もある。緑のネットワークを考えると、日常的な散策や目の喜びもあるが、いざというときに人を助けてくれる木でもある。意外と後から植えた大きな木は台風で倒れてしまう。そこにずっとある木というのは根を張っており、いろいろな意味で場所の力を持っている。樹木の保存の視点も、安心安全や見えていないポテンシャルを緑に与えることで、木の伐採をしないように、歴史的な意味を含めて、オーナーに説明する。それをネットワーク化することで、広域の防災のための逃げ道的なものが日常の散策路にもなり、多重な価値観を重ねていくと面白いのではないか。

○長谷川委員 文京区には大学が多く留学生も多くいる。外国人で、住んでいる人は多くないかもしれないが、通っている人は多くいる。外国人の意見として、文京区の魅力や要望、

- ニーズを聴取できないか。他の国の方から評価されることはうれしいし、我々が知らない魅力に気づいているかもしれないため、意見聴取の仕方を考えて欲しい。
- 清水委員長 案外近くにいと分らないものなので、他の国から見て文京区はこう見えるというのは面白い資料になるのではないか。
- 廣邊委員 資料を読み、文京区はお寺が多いことに驚いた。お寺が多いと火葬場は多いのか。人口も最近は増えているが、排出するごみはどう処分しているのか。
- 三縄委員 火葬場はなく、文京区の場合は落合、町屋をお願いしている。清掃工場は、23区ではごみが多くあるときは、最低でも各区で1箇所は用意するという計画があったが、高度成長期から時間が経ち、ごみの量はかなり少なくなった。そのため、清掃工場がない区は作らないということで23区の議会の中で統一されている。但し、清掃工場がない5区は、清掃工場がある区に対して、一定のお金を出している。文京区には清掃工場はないが、23区の話し合いの中で一定の負担をしている。
- 中村（大）委員 文京区ではソーシャルメディアへの取組を積極的に行っている印象だが、必要であれば活用するスタンスとして進めているのか。今後、区民の巻き込み方については別軸で、毎回議論しなくてはいけないと思う。これはコンテンツよりは、広報、宣伝に近い話だと思う。保育園の連絡はツイッター経由で文京区からいただいている。先程のイベントに絡めて人を巻き込んでいくやり方として、ツイッターなどのテクノロジーを用いることは出来るのか。今後区民に情報を伝える大きなツールになると思う。
- 清水委員長 先程の参加者3人という話もあり、それに対して違うところで意見聴取をするとうごく集まる可能性もある。それは考えてもいいのではないか。3人の参加者も高齢の方が多く、若者の意見がほとんど入っていないのは問題である。そういった点ではこの方法も良いのではないか。
- 中村（大）委員 今は様々なメディアがあるが、私が調べただけでも Facebook には300人以上の文京区民が参加している。住所を登録していない方も含めれば相当の数の文京区民がいる。その他のメディアもあるので、有用に活用できるのではないか。
- 清水委員長 ソーシャルメディアを用いた意見聴取をすることは出来るのか。検討していただきたい。
- 崎谷委員 今のお話は興味深く大事な話である。私もソーシャルメディアを利用して公共性を考えることを考えていた。物理的な公共の場とソーシャルメディアやネットワークの公共の場があり、ネットワークの公共の場の方が力を持っており、情報発信能力に優れている部分も感じる。この場でやるのは難しいが、例えばこの様子を誰かがツイッターで発信し続け、それに対するレスポンスを表示することも出来る。行政的には難しいだろうが、ある程度ルールを決めてそういうシステムを導入すると結構斬新だとは思う。
- 小野委員 例えば大地震や犯罪などがあり、緊急に区民に知らせなくてはいけない場合には、新たなメディアを活用した対応も検討している。しかし、こういった資料を見ながら、あるいは見ただけでは理解できず、説明会やこういった場で傍聴していただき、理解してもらいつつ意見を求めていくといった内容については、そこまでの検討はされていない。これまでは、こういった場合には基本には区報、ホームページでお知らせし、区の施設や掲示板で日時のお知らせをするといった対応をしてきた。

- 清水委員長 その場に行かないと何も言えないというのではない形はとれないか。
- 小野委員 ホームページに内容を掲載しているため、ホームページを見てメールで意見をも
らうことは可能である。
- 清水委員長 そのやり方が、より簡単にやりたくなるようになっていなければならない。普
通にやってもほとんど返ってこないのが現実ではないか。
- 小野委員 まちづくりの説明会を開催し、何人集まったかという話になると、少ない人数に
なることが多い。参加人数が少ない原因が単純に周知の問題だけにあるのかも疑問であ
る。まちづくり、景観の話になると、多少なりとも中身自体が専門の話になる。我々
としては、区民の生活の視点での意見がもらえれば、参考にして意見を組み込んでいく。
しかし、区民としては景観形成とかいきなり言われてもとっつきにくいということが、
多少なりとも影響しているのではないか。ただし、我々も、周知に努めよということは、
議会から日常的にいわれているため、常に意識している。今回の景観や絶対高さの説明
会等については、周知できる範囲で周知しようと頑張っているところである。
- 清水委員長 なるべく新しいやり方を文京区発ということでやれば、これも話題になるの
ではないか。
- 伊藤副委員長 これから重点地区を決めてワークショップを行う場合にも、区民の参加とい
うのは不可欠であるため、周知の話は非常に重要な視点である。意見をツイッターなど
でもらわないにしても、様々なコミュニケーションポイントが必要だと思う。また、興
味を持ってもらわないといけませんが、広報の部署とはどういう風に連携を取っているの
か。
- 小野委員 連携という形ではないが、ホームページ、区報、区設掲示板、地域活動センター、
図書館でチラシやポスターを掲示している。これは他の審議会等でも共通である。
- 伊藤副委員長 情報発信といっても、それは取りに来てもらわないといけないメディアであ
り、こちらから捕まえに行く方法をとるべきではないか。具体的な提案ではないが、S
NSを含め、人が集まっている機会を利用するのが良いのではないか。一番重要なメデ
ィアは口コミだと思う。今はそれが電子的に行われているので、様々なメディアが考え
られるのではないか。実際に意見をいただくのは集まっていた場がいいが、まず
は集まってもらわないといけない。その点で工夫が必要なのは、皆さんのご指摘のとおり
だと思う。

9 閉会

- 清水委員長 他に意見がなければ、以上で本日は終了とする。事務局からの連絡事項はある
か。
- 事務局 事務局としては、次回は骨子（案）を作り、その中に今回いただいた意見を盛り
込み、資料として出すことで、ご意見をいただきたい。次回は11月初旬ごろを予定し
ているので、その場でご議論いただきたい。